

公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：大里地区 県営農地保全整備事業					
	事業種別：土地改良事業		事業主体：沖縄県		当初事業期間：H28～R7	
	事業箇所：石垣市		根拠法令：土地改良法		事業期間：H28～R12	
	総事業費(百万円):508		費用内訳：補助 80/100		事業量：農地保全 41.5ha	
(整備目的)	<p>本地区は、新石垣空港の北側にあり、畜産(牧草)およびサトウキビ、パインを中心とした畑作地帯である。現況圃場は、概ね2～12%程度であるが、隣接する圃場や原野等は高低差が大きく、道路や排水路が未整備の箇所が多い。そのため、降雨時において、ほ場内冠水や農道の侵食が起り、営農への支障をきたしている。</p> <p>よって、本事業により排水系統を構築し、排水路の新設・改修、水兼農道の整備、浸透池の設置を行い、農業生産及び農業所得の向上、さらに農業経営の改善と安定を図ることを目的とする。</p>					
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他					
3 再評価に至った 主な要因	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他					
(具体的理由)	<p>当該地区は、関連事業(畑地かんがい施設整備)において計画の遅れがあった。施工性および経済性の観点から平行して行う必要があり当該事業についても進捗の遅れが生じた。また地区内において、令和5年度から鉱山開発申請審査が行われており、業者が申請している一時転用期間が令和8年度から3年間となっているため、大里地区の土地改良事業が鉱山開発の採掘期間後にしか行えない状況となっている(令和11年以降)。</p>					
4 事業の進捗 状況 (R7.11末時点)	項目	事業費(百万円)	農地保全(ha)	用地取得(m2)	用地取得(筆)	
	計画	508	41.5	9,777.0	59	
	実施済	358	16.9	3,885.0	29	
	率	70.5%	40.7%	39.7%	49.2%	
5 事業効果の 評価指標	①作物生産効果	682		①事業費(事務費込み)	650	
	②品質向上効果	87		②その他費用(関連事業費等)	1,063	
	③営農経費節減効果	374		③評価期間終了時点の資産価値	83	
	④維持管理費節減効果	-137		④総費用(現在価値化)	1,630	
	⑤地域用水効果	6		※割引率0.04		
	⑥景観・環境保全効果	1,266				
	⑦国産農産物安定供給効果	442				
	⑧総便益額(現在価値化)(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	2,721				
(評価期間:55年) (基準年:R7) (単位:百万円)	※割引率0.04		総費用＝事業費＋その他費用(資産価値＋関連事業費＋再整備費)－評価終了時の資産価値			
	総費用総便益 = 総便益額 ÷ 総費用 = 2,721 ÷ 1,630 = 1.66					
6 事業を巡る状 況の変化	<p>①社会・経済：石垣島では、離島地域という地理的制約から土地利用型農業により、さとうきび、パインアップル等の果樹類、畜産が基幹産業として展開されている。本地区でも、さとうきび、パインアップル、牧草が栽培されている。</p> <p>②地元・自治体：石垣市は、農業農村整備事業への取組にあたり、農業振興地域整備計画および第5次石垣市総合計画(令和4年度～令和13年度の10年間)に基づき農業生産基盤の整備を推進している。また、国営かんがい排水事業「石垣島地区」において、農業水利施設の整備を進めるとともに併せて関連事業として農業基盤の整備を進めている。</p> <p>③利害関係者：本地区は、土地改良法に基づく事業として平成28年7月26日に大里地区受益者から施行申請が提出されており、受益者は引き続き事業の継続を希望している。また、本事業推進のため地元説明会の定期開催や用地取得を継続している。</p>					
7 事業の必要 性・効率性	<p>①事業の必要性・緊急性・有効性など 本地区は、農道や排水路が未整備の箇所が多く、ほ場内冠水や不利な通作条件により営農に支障をきたしている。本事業により農道や排水路などの農業基盤を整備するとともに、関連事業である畑かん施設も含め一体的に整備することで、農作物の増収など安定した農業経営の向上を図る上でも必要不可欠である。</p> <p>②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 鉱山開発の一時転用後には整備が行えるため、事業期間は延びるが現計画を推進することが効率的である。</p> <p>③事業効果の発現状況 過年度に整備済の浸透池、排水路及び農道、水兼農道によって、営農環境が向上し一部効果が発現している。現在整備出来ていない箇所においても、次年度以降引き続き整備を行うことで更なる農地保全の効果が発現される。</p>					
8 今後の対応・ 見通し	<p>①事業計画等：残りの整備範囲については、施工計画及び施工内容も整っており令和12年度の完了を目指す。</p> <p>②対住民関係：完了年度整備に向けた地元説明会を開催しており、受益者からの要望や営農体系に応じたきめの細かい調整及び整備を実施している。</p> <p>③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。</p>					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止					